

令和3年度 高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針

1 基本的な考え方

今日、児童福祉施設等（以下「施設等」という。）は、利用者本位のサービス提供が要請されるとともに、迅速な苦情解決や情報開示の推進など、サービスの質の向上と事業経営の自主性、自律性及び透明性の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、施設等が市民のニーズに応え、質の高いサービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施してきたところである。

また、指導監査の実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、施設等ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努めてきたところであり、引き続き情報開示の取組、苦情解決への適切な対応、施設利用者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

なお、本年度は指導監査の実施について、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため適宜実施方法等の見直しを行い、感染拡大防止に努めるものとする。

2 指導監査の実施方法について

（1）実施形態

指導監査は、原則実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、必要が生じた場合は、集合指導監査又は書面指導監査も実施できるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、昨年度と同様に指導監査を行うにあたっては、「少人数（2～3人）・短時間（概ね2時間以内）・重点項目に絞って簡素化した監査」を原則とし、緊急事態宣言が発令中は監査を中断するなど状況に応じて柔軟に対応することとする。

（2）指導内容の客観性の確保

実施に当たっては、本市の社会福祉法人等指導監査要綱、関係法令、国の通知等に基づくほか、別途「指導監査基準」を策定及び公表し、これらに準拠した指導監査を実施することにより、指導内容の標準化を図り、公正性、公平性、不偏性を確保するものとする。

なお、施設等が自主点検を実施する際には、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」及び「指導監査基準」における指導監査事項を参考にするものとする。

(3) 指導監査当日の留意事項

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の事項に従って実施する。

- ア 本市職員が発熱（37度以上）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳・咽頭痛などの体調不良の症状がみられる時は、指導監査の担当者とししない。
- イ 指導監査の担当者は、指導監査当日、アの事項についてチェックシートを作成し確認を行う。
- ウ 指導監査の担当者は、指導監査の実施に当たって、マスクの着用、手指消毒、咳エチケット等感染予防策を徹底することとし、施設担当者に対し、同様の対策を求める。また、できる限り所要時間の短縮に努めることとする。
- エ 市又は施設が新型コロナウイルス感染症の対応のために必要があると認められる場合は、指導監査の日時を変更又は中止する。

3 指導監査の具体的取扱について

(1) 実地指導監査の実施

保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業に対しては、法令上の必要性から毎年度実地指導監査を実施することとし、幼保連携型認定こども園に対してもその事業内容を鑑み、これに準拠して原則同様の取扱とする。

(2) 懸案事項を抱える施設等に対する指導監査の実施

運営全般について重大な指導（指摘）を行った施設等については、問題の早期解決と適正な施設運営等を確保するために、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

(3) 新設の施設等に対する初期指導の実施

新設の施設等に対しては、安定かつ適正な施設運営等を確保することに主眼を置き、施設等開所後の2年度間の監査実施期間を初期指導監査期間とし、業務指導を中心とした指導監査を実施し、必要があると認められる場合は継続的に指導する。

(4) 府内自治体と相互に連携した指導監査の実施

大阪府及び府内自治体と共管する施設等については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（併行監査）の実施に努める。

(5) 利用者、保護者等及び業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は利用者及び保護者等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(6) 随時指導監査の実施

施設等の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる施設等については、随時その状況に応じた指導監査を実施する。

(7) 特別監査の実施

運営等に重大な問題を有する施設等については、一般監査のほか、特別監査を随時実施する。その実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」及び「指導監査基準」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(8) 指導監査結果の通知及び改善状況の確認

指導監査を実施した結果は、文書にて施設等の事業主宛てに通知する。

実施結果において文書指摘事項とし、改善を求めたものについては、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料等の提出や施設等の事業主、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図るとともに、継続して是正又は改善を必要とする重要な事項については、随時指導監査を実施し、改善を促すものとする。

(9) 指導監査結果等の公表

提供されるサービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な運営を促すことを目的に、施設等の概要や、実施した指導監査における文書指摘事項及びその改善状況を公表する。

なお、公表に当たり、初期指導監査期間にある施設等については、安定運営に至るまでの指導期間であることを踏まえ、対象としない。

また、新設又は既存の認可保育所等からの移行にかかわらず、2年度間は初期指導期間とし、監査結果については3年目の監査結果から公表を行うものとする。

(10) 地域型保育事業について

前年度に引き続き、施設監査を実施することとする。なお、地域型保育事業に対する施設監査の詳細については別に定めるものとする。

4 主な指導監査事項について

(1) 施設等の運営の適正化の推進

ア 会計管理の適正化

- (ア) 社会福祉法人会計基準・経理規程に基づく会計経理
- (イ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
- (ウ) 契約及び寄附金等の取扱い
- (エ) 委託費等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

イ 施設の運営管理体制の確立

- (ア) 人事管理の適正化
- (イ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- (ウ) 感染症及び食中毒対策の確立
- (エ) 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- (オ) 個人情報の適正な取扱いの確保（個人情報保護規程の整備）

ウ 安全確保対策の充実強化

- (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
- (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
- (ウ) 非常災害に対する具体的な計画の策定

(2) 適切な利用者支援の確保

ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な保育環境の確保

イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

ウ 人権への取組及び虐待防止の取組

エ 利用者支援の充実

- (ア) 保育計画の策定
- (イ) 保育記録等の整備
- (ウ) 食事提供の充実
- (エ) 健康管理対策、保健・医療の確保
- (オ) 相談体制、保護者との連携
- (カ) 関係機関との連携
- (キ) 苦情解決、サービス向上への対応状況

オ 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応

(3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

ア 職員の確保及び定着化

イ 労働時間の短縮等労働条件の改善

- (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
- (イ) 職員健康診断の適正な実施

ウ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

※過年度に指摘があった事項など必要に応じて上記以外の項目についても指導監査の対象とする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年7月1日から実施する。